

制 度 名		融 資 対 象	資金使途	融 資 条 件				信用保証		取扱金融機関	融資申込先	所管課	
				限度額〔千円〕	期間 (うち据置期間)	利率(年)〔％〕	担 保	付保	保証料(年)				
(売上げ減少、災害対策等経営安定に)経営安定支援融資資金	小口零細融資	[零細分] 小規模企業者(ア.従業員20人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)5人以内)、イ.宿泊業、娯楽業にあっては従業員20人以内)(NPO法人を除く)	事業資金	20,000 ただし、既利用の保証協会の保証付融資残高を含め、20,000千円以内	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内)	1.70以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.13～1.34)	商工組合中央金庫 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 富山銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関 商工会議所又は商工会の認定書を添えて取扱金融機関	経 営 支 援 課	
		1.50以内				保証協会の定める率 (0.13～1.34) 特別保証利用の場合 (0.50)							
	小口融資	[一般分] 商工会議所若しくは商工会の会員又はそれらの経営指導を受けている者であって次のいずれかを充たすもの ア.従業員40人以内(商業・サービス業(イに定めるものを除く)10人以内) イ.宿泊業、娯楽業にあっては従業員40人以内	事業資金	20,000 特別分 20,000 当座貸越分 5,000 ただし、一般分、特別分、当座貸越分及び小口零細融資(零細分)の合計で20,000千円を超えないものとする。	設備 7年以内 (1年以内) 運転 5年以内 (1年以内) 当座貸越 2年以内	1.75以内 特別小口1.70以内 当座貸越 変動金利2.00以内	原則として無担保	必須	保証協会の定める率 (0.13～1.19) 無保証人(NPO法人を除く)の場合(0.50) 無保証人(NPO法人)の場合(0.40)	原則として市町の指定する金融機関	商工会議所又は商工会を経由のうえ(当座貸越の場合は推薦書を添えて)取扱金融機関		
	経営安定支援融資	[一般分] 次のいずれかの要件を充たす者 ① 最近3カ月の売上高が前年同期比10％以上減少 ② 最近6カ月の売上高が前年同期比5％以上減少 ③ 前期事業年度で税引後欠損金 ④ 今期事業年度で税引前欠損金見込	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)	1.60以内 (付保の場合、1.15以内 SN保証②利用の場合、1.10以内)	金融機関所定の扱い	任意	保証協会の定める率 (0.13～1.19) (SN保証②利用の場合0.50、SN保証④利用の場合0.50、SN保証⑤利用の場合0.40、危機関連保証利用の場合0.50)	商工組合中央金庫 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 北國銀行 北陸銀行 富山銀行 福井銀行 富山第一銀行 福邦銀行 信用金庫 信用組合 信用農業協同組合連合会	①市町長の認定書を添えて取扱金融機関 ②取扱金融機関 市町長等の被災証明書を添え取扱金融機関 商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関		
		[再生支援分] 商工調停士又は中小企業再生支援協議会の指導を受けているもの				1.20以内 (ただし、期間が7年超の場合は、変動金利1.40以内)							原則として無担保
		[資金繰り支援分] 売上減少等により経営の安定に支障を生じており、県制度金融又は県制度金融以外の金融機関の融資の保証付き既往債務の借換等により資金繰りの改善を図る者で、経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの(各保証に係る市町長の認定書を有しているもの)	事業資金	80,000 (特認280,000)	7年以内 (1年以内) 実情に応じ10年以内 (1年以内)	1.85以内 ただし、期間が7年超の場合は、変動金利1.95以内 (SN保証⑤⑦⑧利用の場合 2.05以内)	保証協会所定の扱い	必須					SN保証①～④、⑥利用の場合(0.80) SN保証⑤⑦⑧利用の場合(0.70) 危機関連保証利用の場合(0.80)
		[緊急経営安定支援分](令和4年3月31日まで) 次のいずれかの要件を充たす者 ① 最近3カ月間の売上高が前年同期に比して3％以上減少 ② 売上原価の20％以上を占める原油原材料が最近1カ月間の対前年同期比で20％以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できない ③ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第5項第4号、5号または第6項のいずれかの基準に基づいた市町長の認定書を有しており、経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)	1.30以内 (付保の場合、1.00以内)	金融機関所定の扱い	任意 ③は必須					
		連鎖倒産防止・災害対策融資	①国の指定する倒産事業者の関連中小企業者等 ②①以外の倒産事業者の関連中小企業者等	運転資金	80,000	7年以内 (2年以内)	1.00以内	金融機関所定の扱い					任意
	地震、火災、風水害等により被害を受けたもの		設備資金	1災害につき80,000									
	新型コロナウイルス感染症特別融資	次のいずれかの要件を満たすもの ①最近2週間から1カ月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少 ②経営安定関連保証または危機関連保証を利用可能なもの(各保証に係る市町長の認定書を有しているもの)で、当該保証要件に規定する期間の売上高等に比して20％以上減少しているもの。	運転資金	80,000	10年以内 (3年以内)	1.00以内	金融機関所定の扱い	任意	免除				
新型コロナウイルス感染症緊急特別融資	次のいずれかの要件を満たすもの 融資対象(1) ①中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの。 ② 保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等(売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という))の減少を要因としないものを除く)を受けたもの ③ 保険法第2条第6項の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けたもの 融資対象(2) 新型コロナウイルス感染症の発生に起因して売上が減少し保険法第2条第5項第4号、5号、第6項の規定による認定を受けたもの、または新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、その事業に係る影響を受けた後、最近2週間から1カ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して20％以上減少しているもの。	事業資金	80,000 ただし融資対象(1)は限度額6千万とし、(1)と(2)を合わせて限度額8千万円	10年以内 (5年以内) ただし、融資対象(2)の方で危機関連保証利用の場合、据置期間は2年以内とする。	1.00以内 融資対象(1)で要件を満たす方は無利子(当初3年間)	金融機関所定の扱い	任意 融資対象(1)は必須	免除		商工会議所、商工会又は石川県中小企業団体中央会の認定書を添えて取扱金融機関			
新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資	次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画(以下「計画」という。)を策定した中小企業者 (1)中小企業信用保険法(以下「保険法」という。)第2条第5項第4号の規定による認定(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る)を受けていること (2)保険法第2条第5項第5号の規定による認定(売上高等(売上高又は販売数量(建設業にあっては、完成工事高又は受注高。以下「売上高等」という))の減少を要因としないものを除く)を受け、かつ次のいずれかに該当すること ①売上高等減少率が15％以上であること ②売上高等減少率が15％未満のものにあっては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15％以上減少していること (3)次のいずれかに該当すること ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15％以上減少していること ②最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5％以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15％以上減少していること	事業資金	60,000	10年以内 (5年以内)	1.00以内	金融機関所定の扱い	必須	免除		取扱金融機関			

※融資利率は、市場金利の動向等により変更する場合があります。保証料率は、担保の状況等による割引制度があります。